

鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン

令和元年9月19日（告示第909号）一部改正

動生剤基準の鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチンの3.5.6に規定するところにより、試験を行うものとする。